

入札説明書

紀北支援学校中校舎棟建築工事に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和 7 年 4 月 25 日
- 2 入札契約事務担当課等
 - (1) 入札契約事務担当課
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 公共建築課
〒640-8585
和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地 電話 073-441-3243（直通）
 - (2) 入札説明書等の交付、閲覧場所等
和歌山市湊通丁北一丁目 2 番 1
和歌山県庁南別館 10 階
和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課
- 3 工事概要
 - (1) 工事年度及び工事番号 令和 7 年度 営 第 1 号
 - (2) 工事名 紀北支援学校中校舎棟建築工事
 - (3) 工事場所 和歌山市冬野地内
 - (4) 工事概要 施設名称：紀北支援学校中校舎棟
構 造：鉄筋コンクリート造
階 数：地上 4 階
延べ面積：7,430 m²
基 礎：既製コンクリート杭（φ500～φ1,100 L=計 37m）69 か所
上記建築物の建築工事（既存南校舎棟接続部改修を含む）
 - (5) 工期 令和 9 年 10 月 19 日まで
 - (6) 予定価格 事後公表
 - (7) 調査基準価格 設定有り・事後公表
 - (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体
 - (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後 V E（Value Engineering）方式工事である。
 - (10) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成 20 年制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。
 - (11) 本工事は、低入札価格調査実施要領【建設工事】（令和元年制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査制度の対象工事である。
- 4 入札参加資格
この一般競争入札に参加する資格の確認を申請する日（以下「資格確認申請日」という。）において、次に掲げる要件を満たしていること。
 - (1) 次に掲げる要件を満たす共同企業体であること。
 - ア 構成員が 3 者であること。
 - イ 各構成員の出資比率がそれぞれ 20%以上であること。
 - ウ 経営形態が共同施工方式であること。
 - エ 各構成員に在籍する建築一式工事の監理技術者の数がそれぞれ 5 名以上であること。
 - (2) 共同企業体の代表者である構成員が次のアからエまでに掲げる要件を満たしていること。
 - ア 共同企業体において施工能力及び出資比率が最も高い構成員であること。
 - イ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の建築一式工事に係る経営事項審査（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 2 項に

- 規定する経営事項審査をいう。)に係る総合評定値 ((3)シにおいて「総合評定値」という。)が1,000点以上であること。
- ウ 平成22年4月1日から資格確認申請日までの間に、日本国内、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国若しくは地域又は我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国若しくは地域において、元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した建築物の新築又は増築工事で、当該工事延べ面積の合計が3,000㎡以上の建築工事の施工実績を有する者であること(共同企業体の代表者以外の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
- エ 次の要件を満たす監理技術者を専任で紀北支援学校中校舎棟建築工事の本契約日時点で配置できる見込みであること。
- (ア) 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者(次に掲げる者のいずれかに該当する者をいう。)であること。
- a 1級建築士の資格を有する者
- b aに掲げる者と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者
- (イ) 建築一式工事の監理技術者資格者証を有し、かつ、監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年を経過しない者であること。
- (ウ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)をいう。)を有している者であること。
- (3) 共同企業体の構成員(代表者であるものを含む。)がそれぞれ次に掲げる要件を満たしていること。
- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の4第1項各号の規定に該当する者でないこと。
- イ 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を排除されている者でないこと。
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者(その申立てに係る再生計画認可の決定がなされている者を除く。)
又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者(その申立てに係る更生計画認可の決定がなされている者を除く。)
でないこと。
- エ 紀北支援学校中校舎棟建築工事に係る設計業務等の受託者でないこと。
- オ 建設業法第3条第1項の許可を受けている者であること。
- カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けている者でないこと。
- キ 建設業法に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- ク 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(平成16年制定。以下「資格停止要綱」という。)に基づく入札参加資格停止の措置を受けて、その措置の期間中にある者でないこと。
- ケ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱(昭和62年制定)に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- コ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けている者でないこと。
- サ 次に掲げる規定の適用を受けるものがある場合には、その適用を受ける規定による届出の義務を履行している者であること。
- (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
- (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
- (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条
- シ 資格確認申請日において、その有する有効かつ最新の総合評定値が750点以上

であること。

ス 次の要件を満たす主任技術者を専任で紀北支援学校中校舎棟建築工事に配置できる見込みであること。ただし、共同企業体の代表者である構成員にあっては、この限りでない。

(ア) 次に掲げる国家資格を有する者であること。

a 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士の資格を有する者

b 1級建築士又は2級建築士の資格を有する者

(イ) 資格確認申請日において継続して3か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有していること。

セ この入札に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

(4) 共同企業体の構成員とこの一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との関係において、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）とその親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）である場合

イ 親会社等が同一である子会社等同士の場合

ウ 一方の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における同法第38条第2項に規定する監査等委員である取締役、同法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社の取締役、同条第15号に規定する社外取締役及び同法第348条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている取締役を除く。）、同法第402条第1項の規定により指名委員会等設置会社に置かれた執行役、同法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款の別段の定めにより業務を執行しないこととされている社員を除く。）、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）が他方の役員を兼ねている場合（一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中である場合又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）

エ 一方の役員が、他方の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。オにおいて同じ。）を兼ねている場合

オ 一方の管財人が、他方の管財人を兼ねている場合

カ 組合（共同企業体を含む。）とその組合員である場合

キ その他アからカまでに掲げる場合のいずれかと同視することを相当と認められる場合

5 入札参加資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書類を提出し、知事から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 持参による場合

(ア) 提出期間 : 令和7年4月28日（月）から令和7年5月12日（月）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日、（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（令和7年5月12日（月）については、午後2時）までの間。

- (イ) 提出場所 : 2 (2) に同じ。
- イ 郵送による場合
- (ア) 提出期限 : 令和7年4月28日(月)から令和7年5月12日(月)午後2時まで(期間内に到着したもののみ有効)
- (イ) 提出先 : 2 (2) に同じ。
- (ウ) 提出方法 : 書留郵便とすること。
- ウ 電子メールによる場合
- (ア) 提出期限 : 令和7年4月28日(月)から令和7年5月12日(月)午後2時まで(期間内に到着したもののみ有効)
- (イ) 提出先 : e0812001@pref.wakayama.lg.jp
- (ウ) 提出方法 : 申請書類の容量が5メガバイトを超えないこと。また、送信後必ず電話にて受領の確認をすること。
- (エ) 留意事項 : 原本の提出が必要となる(2)イ及び(2)ウについては、後日原本確認を行う。また、申請書類等の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次のいずれかとする。
- a Microsoft Word (Microsoft Word 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
 - b Microsoft Excel (Microsoft Excel 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
 - c PDF ファイル (Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
- なお、ファイル圧縮を行う場合は、LZH又はZIP形式とする。この場合において自己解凍方式は指定しないものとする。
- (2) 申請書類等は次のとおりとし、申請書類等のうち、ア、オ及びキからケに掲げる書類は共同企業体の代表者である構成員のみが提出するものとし、それら以外の書類は共同企業体の全ての構成員がそれぞれ提出するものとする。
- ア 入札参加資格確認申請書(別記様式1-1)
- イ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票(いずれも提出日において発行後3か月を経過していないもの)
- ウ 印鑑証明書(提出日において発行後3か月を経過していないもの)
- エ 使用印鑑届(別記様式1-2)
- オ 共同企業体の協定書の写し(参考様式1)
- カ 4 (1) エの要件を満たすことを証する建築一式工事の監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる雇用契約書その他の雇用関係を証する書面の写し
- キ 4 (2) イの要件を満たすことを証する建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(サ及びシにおいて「総合評定値通知書」という。)の写し(本件工事の入札資格確認申請日において有効かつ最新のもの。)
- ク 同種工事の施工実績(別記様式1-3)
- (ア) 4 (2) ウの要件を満たすことを証する同種の工事の施工実績を別記様式1-3に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件とする。
- (イ) 記載した施工実績のすべての内容が確認できる書類として、契約書の写し(工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの)、発注者が発行する施工実績証明書(写しでも可。内容は契約書の写しと同じ。)(参考様式2)又は受領書が付いたCORINS竣工時工事カルテ等のいずれかの書類を添付すること。
- ケ 配置する予定の監理技術者の資格(別記様式1-4)
- (ア) 4 (2) エの要件を満たすことを証する配置する予定の監理技術者の資格を別

記様式 1-4 に記載すること。

なお、配置する予定の監理技術者として複数の候補技術者を記載することもできる。複数の候補者を記載する場合は候補者 1 名につき様式 1 枚とする。

また、同一の監理技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置する予定の監理技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置する予定の監理技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を行うことがある。

(イ) 監理技術者資格者証の写しを添付すること。

(ウ) 記載した監理技術者が継続して 3 か月以上の直接的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）をいう。）を有する必要があるため、確認できる書類（「雇用契約書」又は「健康保険被保険者証の写し及び賃金台帳または所得税源泉徴収簿等の写し」）を添付すること。

(エ) 落札者は、別記様式 1-4 に記載した監理技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。ただし、やむを得ない場合は変更できるものとするが、その場合は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等の真にやむを得ない場合に限る。

(オ) 申請書提出時に配置する予定の監理技術者が他の工事の主任技術者又は監理技術者となっている場合は、施工中の工事にかかる契約書の写しを添付すること。

コ 4 (3) キの要件を満たすことを証する書面の写し

サ キ又はシの総合評定値通知書において、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」の項目のうち数値等が「無」であるものについて資格確認申請日において加入している場合又は適用除外である場合にあつては、4 (3) サの要件を満たすことを証する次に掲げる書面の写し

(ア) 健康保険に加入している場合は、健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(イ) 厚生年金保険に加入している場合は、厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し

(ウ) 雇用保険に加入している場合は、雇用保険料の納入に係る領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

(エ) 適用除外である場合は、社会保険等に関する誓約書（別記様式 1-5）を添付すること。

シ 4 (3) シの要件を満たすことを証する総合評定値通知書の写し（本件工事の入札資格確認申請日において有効かつ最新のもの。）

ス 4 (3) スの要件を満たすことを証する次に掲げる書面

(ア) 4 (3) ス (ア) の要件を満たすことを証する書面の写し

(イ) 4 (3) ス (イ) の要件を満たすことを確認できる資料として「雇用契約書」又は「健康保険被保険者証の写し及び賃金台帳または所得税源泉徴収簿等の写し」

セ 委任状（参考様式 3）（共同企業体の構成員が、支社長、営業所長等に共同企業体協定の締結権限等を委任する場合）

ソ 不当要求行為等の防止に係る誓約書（別記様式 1-6）

(3) 入札参加資格の確認は、申請書類等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、令和 7 年 5 月 22 日（木）までに入札参加資格確認通知書（別記様式 2）により通知する。

6 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、知事に対して入札参加資格がないと認め

理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- ア 提出期間 : 令和 7 年 5 月 23 日（金）から同年 6 月 2 日（月）までの休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間
- イ 提出場所 : 2 (2) に同じ。
- ウ 提出方法 : 書面は持参又は書留郵便により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

(2) 知事は、説明を求められたときは、令和 7 年 6 月 5 日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書に対する質問（10 の技術提案の作成に関する質問も含む。）がある場合においては、次に従い、別記様式 3 により直接持参又はファクシミリ若しくは電子メールのいずれかの方法で提出すること。

なお、設計図書等に対する質問を電子メール又はファクシミリで提出する場合は、件名を「入札質問（紀北支援学校中校舎棟建築工事）」とすること。また、送信後必ず電話にて受領の確認をすること。

- ア 提出期間 : 令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 4 時まで。持参する場合は、上記期間の休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時（令和 7 年 6 月 6 日（金）については、午後 4 時）までの間
- イ 提出場所 : 電子メールによる場合 e0812001@pref.wakayama.lg.jp
持参による場合 2 (2) に同じ。
ファクシミリによる場合 073-424-2166

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）（<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>）に掲載する。

ア 閲覧の期間及び場所

- 期間 : 令和 7 年 6 月 11 日（水）から同年 6 月 18 日（水）までの休日を除く日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間
- 場所 : 2 (2) に同じ。

イ 入札情報システムに掲載する期間

- 期間 : システム停止時間を除く令和 7 年 6 月 11 日（水）午前 9 時から同年 6 月 18 日（水）まで（システム停止時間：午前 3 時～5 時。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

8 入札書の提出方法並びに提出場所及び期間

(1) 入札書提出期間において、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成 19 年施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成 20 年施行）に基づく建築工事業の資格の認定を受けている者（以下「入札参加資格認定者」という。）で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>）に利用者登録を行っている者（以下「電子入札システム利用可能者」という。）は、原則として電子入札システムを使用して入札するものとし、それ以外の者は持参又は郵送により入札するものとする。

なお、提出期間外に提出された入札書は、不受理とし、当該入札書を提出した者に返戻するものとする。

(2) 電子入札システムによる場合

- ア この入札においては、和歌山県公共工事等電子入札運用基準（平成 19 年施行）を適用せず、この入札説明書に定めるところにより取り扱うものとする。
- イ 電子入札システムによる入札期間は、令和 7 年 6 月 16 日（月）から同月 18 日

(水)までの電子入札システム利用可能時間とする。電子入札システム利用可能時間は、午前9時から午後5時30分までの間(休日及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。)とする。なお、システム障害その他不測の事態により電子入札システムにより入札ができない期間が生じても、入札期間の延長は行わない。

ウ 入札参加者は、入札書に工事費内訳書及び入札参加資格確認通知書の写しを添付の上、提出すること。また、入札担当者の氏名及び連絡先を明らかにするため入札担当者連絡票を入札書に添付するものとする。

工事費内訳書の様式は別記様式5、入札担当者連絡票の様式は別記様式6によるものとする。

エ 入札書に共同企業体の名称を明記する(電子入札システムの入力書画面の「JV参加」欄にチェックを入れ、「企業名称」欄に共同企業体名を入力して入札すること)。

オ 入札書等の受付確認は、電子入札システムによる入札受付票の発行により確認すること。

カ 工事費内訳書、入札参加資格確認通知書の写し及び入札担当者連絡票(以下これらをあわせて「入札書添付資料」という。)の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次のいずれかとする。

(ア) Microsoft Word (Microsoft Word 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)

(イ) Microsoft Excel (Microsoft Excel 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)

(ウ) PDF ファイル (Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンで作成したもの。)

キ ファイル圧縮を行う場合は、LZH又はZIP形式とする。この場合において自己解凍方式は指定しないものとする。

ク カ及びキによらず提出された入札書添付資料は提出がないものとみなす。

ケ 入札参加者は、入札書添付資料の容量が3メガバイトを超えないこと。

コ 電子入札を利用することができるICカードは、入札参加資格認定者で、和歌山県と契約を締結する権限を有する者のICカードに限る。

サ 入札可能なICカードは、共同企業体の代表者のICカードとする。共同企業体の代表者が電子入札システム利用可能者でない場合は、持参又は郵送による入札とすること。

シ 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) コ及びサ以外のICカードを使用して入札をした場合

(イ) 他人のICカードを不正に使用して入札に参加した場合

(ウ) 和歌山県と契約を締結する権限を有する者が変更となっているにもかかわらず変更前の契約締結権限保有者のICカードを使用して入札に参加した場合

(エ) 同一案件に対し、同一の者が複数のICカードを使用して入札に参加した場合

(オ) その他不正の目的を持ってICカードを使用して入札に参加した場合

(3) 持参による場合

ア 提出期間 : 令和7年6月16日(月)から同月18日(水)までの午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 提出場所 : 2(2)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 入札参加者は、入札書及び工事費内訳書(以下これらをあわせて「入札書等」という。)を封筒に入れ封印をし、封筒の表面に、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体の名称、共同企業体の代表者の建設業許可番号、担

当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、提出場所に提出するものとする。

(イ) 入札参加者は、入札書等の提出の際に入札参加資格確認通知書の写しを持参し入札書等に添えて提出するものとする。

(ウ) 各様式について、入札書は別記様式 4、工事費内訳書は別記様式 5、入札担当連絡票は別記様式 6 によるものとする。

(4) 郵送による場合

ア 提出期限 : 令和 7 年 6 月 16 日 (月) 午前 9 時から同月 18 日 (水) 午後 5 時 (期間内に到着したもののみ有効)

イ 提出先 : 2 (2) に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 書留郵便とすること。

(イ) (3) ウ (ア) により封筒に入れ封印した入札書等と入札参加資格確認通知書の写しを同封し、提出先に郵送するものとする。

(ウ) 入札書は別記様式 4、工事費内訳書は別記様式 5、入札担当連絡票は別記様式 6 によるものとする。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は、認めないものとする。

(7) 入札執行回数は、1 回とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

ア この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、(ア) に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができるものとする。また、(イ) に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

(ア) 入札保証金の納付に代えることができる担保

a 利付国債又は地方債

b 知事が确实と認める金融機関の保証（ただし、保証期間は入札保証に係る書類の提出日から令和 7 年 9 月 30 日（火）までを含むこと。また、保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 か月以上確保されていること。）

(イ) 入札保証金の納付の一部又は全部を免除する条件

a 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合（ただし、保険期間は書類の提出日から令和 7 年 9 月 30 日（火）までを含むこと。また、定額てん補方式であること。）

b 知事が确实と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）との間に契約保証の予約をした場合（ただし、予約する契約保証が停止条件付契約保証でないこと。また、予約契約者が予約完結権を行使するに当たっていかなる留保も付されていないこと。）

イ 入札保証金の納付等

(ア) 入札保証金の納付又は利付国債若しくは地方債の提供による場合、令和 7 年 5 月 13 日（火）までに入札契約事務担当課まで申し出て、その指示に従い同年 6 月 13 日（金）までに手続を完了すること。ただし、利付国債又

は地方債の提供による場合は相当の日数を要する場合があります、必ずしも提供期日にまでに手続きが完了するとは限らないので留意すること。

(イ) 金融機関等の保証による場合は保証書を、入札保証保険契約を締結した場合は入札保証保険証券を、契約保証の予約による場合は契約保証の予約証書を次により入札契約事務担当課に提出すること。

a 提出方法

持参又は郵送による。郵送による場合は書留郵便とし、封筒の表面に「紀北支援学校中校舎棟建築工事の入札保証に係る書類在中」と記載すること。

b 提出期間

令和7年5月13日（火）から同年6月13日（金）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

ただし、郵送による場合は、同年6月13日（金）午後5時を受領期限とする。

ウ 入札保証金の還付は、落札決定後入札保証金還付請求書の提出をもって還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付するものとする。落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により契約保証金に充当することができる。

エ 次に該当する場合は、その入札参加者を失格とする。

(ア) 入札保証金等が未納付又は金額が不足している場合

(イ) イ（イ）に係る書類に不備があると認められる場合

オ 一度提出された入札保証に係る書類については、理由の如何にかかわらず、金額等の変更は認めない。

カ 上記の他、入札保証金の取扱いについては、建設工事における入札保証に関する取扱要領（平成23年制定）によるものとする。

(2) 契約保証金

ア 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上（調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては、10分の3以上）とする。ただし、（ア）に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。また、（イ）に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

(ア) 契約保証金の納付に代えることができる担保

a 利付国債又は地方債

b 知事が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証（ただし、保証期間が工期以上であること。また、保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後6か月以上確保されていること。）

(イ) 契約保証金の納付の一部又は全部を免除する条件

a 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合（ただし、保険期間は工期以上であること。また、定額てん補方式であること。）

b 保険会社等の工事履行保証証券による保証（ただし、保証期間は工期以上であること。）

イ 上記の他、契約保証金の取扱いについては、建設工事請負契約における契約保証に関する取扱要領（平成23年制定）によるものとする。

10 技術提案

技術提案は「技術提案作成要領」により作成すること。

11 開札

(1) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所 : 2(2)に同じ。

イ 開札日 : 令和7年6月19日（木）

ウ 開札予定時刻 : 午前10時

(2) 開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

12 失格

(1) 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

ア 入札参加資格がない者

イ 入札書の共同企業体の名称、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は記名押印を欠いた入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

ウ 金額の記入がない又は金額を訂正した入札書を提出した者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

エ 入札説明書に規定する入札書を用いないで入札をした者（電子入札システムにより行った入札を除く。）

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者

カ 9 (1) エに該当する者

キ 同一の入札について2以上の入札をした者

ク 入札時に工事費内訳書及び入札参加確認通知書の写し及び技術提案を提出しなかった者

ケ 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者

コ 入札書提出の日から落札決定までの間において、4 に定める資格の要件のいずれかを満たさなくなった者

サ 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

シ 虚偽の技術提案を提出した者

ス 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者

セ 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者

ソ 8 (2) シに該当する場合

タ その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

(2) (1) に該当する者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すことができるものとする。

13 落札者の決定方法

(1) 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、(6) によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

(2) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日を含まない。）に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

(3) 低入札価格調査において、低入札要領の「12 入札の執行」についてはこれを適用せず、次により取り扱うものとする。

ア 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札を保留し、電子入札システムにより入札を行ったすべての入札者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、電子入札システムによらず入札を行った入札者に対しては別途、ファクシミリ又は電話により、落札を保留した旨を告げる。また、調査基準価格を下回っているすべての入札者（低入札価格提示者）に対し、ファクシミリ又は電話により調査様式の提出を指示し、最高評価値入札者が低入札価格提示者の場合は、最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる（調査実施に係る通知文書は別途、送付又は手渡す。）。なお、調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する可能性があることから、低入札価格調査に着手した日以降にお

いて当該工事の入札者から入札経過について問合せがあった場合は、その者の総合評価順位のみ回答するものとする。

- (4) 評価値の最も高い入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上落札者とするものとする。調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。
- (5) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は(4)の調査を行った上で、落札者とする。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは入札事務に係りのない職員にくじを引かせて順位を決定する。

(6) 総合評価の方法

- ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は50点とする。また、標準点は100点とする。
- イ 総合評価は、標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(7) 総合評価の評価項目

次に掲げる工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

- ア 躯体コンクリートの品質向上に関する提案
- イ 内部仕上げの平坦性や耐久性の向上に関する提案
- ウ 工事が周辺環境に与える影響の低減に関する提案
- エ 交通安全対策に関する提案

(8) 留意事項

- ア 入札金額は、技術提案を行った全ての内容を実施するために必要な費用を含めて見積もるものであること。
- イ 技術提案は確実に施工ができるものとする。
- ウ 過度にコスト負担を要する提案については、優位な提案とは評価しないものとする。
- エ 受注者の責めで採用された技術提案のとおり施工がなされなかった場合は、工事成績評定の減点対象とする。更に、工事のやり直しを命じ、又は、契約金額の減額若しくは損害賠償請求を行う場合がある。
なお、契約金額を減額する場合にあっては、実際に履行された内容に基づいて加算点の再計算を行い、入札時の評価値を確保するのに見合う金額を契約金額から減額するものとする。
- オ 引渡し後において、技術提案の不履行が確認された場合、工事成績評定の減点を行うとともに、エと同様の措置等を課す場合がある。
- カ 技術提案の内容に基づく設計変更は行わないが、契約締結後、条件変更等不可抗力による状況が発生した場合は、変更契約の対象とし、技術提案の内容の見直しを行うものとする。

14 落札結果の公表等

(1) 落札決定予定日 令和7年7月25日(金)

(2) 経過の公表

ア 開札状況の公表

(ア) 入札契約事務担当課は、開札後に、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載した入札経過書を作成し、公表するものとする。なお、入札経過書の様式は建設工事に係る条件付き一般競争入札(事後審査・電子入札方式)実施要領(平成19年制定)の別記第4号様式に準じるものとする。

(イ) 公表日 令和7年6月20日(金)

(ウ) 公表予定時刻 午後2時

イ 入札契約事務担当課は、低入札価格調査に着手したときはその旨を公表するものとする。

ウ 入札契約事務担当課は、(1)の予定日を変更するときは、その旨を公表するものとする。

(3) 入札結果の公表

公表予定日 落札決定後速やかに。

(4) 公表方法

経過の公表及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、2(2)の場所において閲覧により行う。

15 手続における交渉の有無

無

16 契約書作成の可否等

別途契約書案により、契約書を作成するものとする。

17 議会の議決

要(令和7年9月議会)

18 支払条件

前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

19 各会計年度における請負代金の支払限度額

(1) 令和7年度 請負代金額の約0%の金額

(2) 令和8年度 請負代金額の約36%の金額

(3) 令和9年度 請負代金額の約64%の金額

20 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

21 苦情申立て

本手続における入札参加資格の確認その他の手続に関し、和歌山県における政府調達に関する苦情処理手続(平成11年和歌山県告示第613号)により、和歌山県政府調達苦情検討委員会(連絡先:和歌山県会計課、電話073-441-3281(直通))に対して苦情を申立てることができる。

22 契約に関する事項

(1) 落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者(その構成員を含む。以下同じ。)が、4に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、資格停止要綱別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第7条に基づく資格認定を同基準第3条第6号に該当して取り消されたとき、又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準第7条に基づく資格認定を同基準第3条第5号に該当し取り消されたとき又はこの入札に必要な参加資格を満たさなくなったときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(2) 低入札価格調査を受けた者との契約については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

イ 土木工事施工管理基準等における品質管理基準に規定された施工に関する試験頻度を2倍とする。

23 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 申請書類、技術提案又はその他の提出書類に虚偽の記載をした場合においては、資格停止要綱に基づく入札参加資格停止を行うことがある。
- (3) 知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は、取り止めることができるものとする。
- (4) 落札者は、申請書類に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (5) その他
 - ア 申請書類、技術提案及びその他の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 知事は、提出された申請書類を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書類、技術提案及びその他の提出書類は、返却しない。
 - エ 一度提出された申請書類、技術提案又はその他の提出書類の差替え及び再提出は認めない。
 - オ 申請書類、技術提案及びその他の提出書類に関する問合せ先は、2(1)に同じ。

入札参加資格確認申請書

年 月 日

和歌山県知事職務代理者 和歌山県副知事 様

建設工事共同企業体の名称 _____

共同企業体
構 成 員 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名 _____

共同企業体
構 成 員 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名 _____

共同企業体
構 成 員 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名 _____

上記代表者 所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名 _____

令和7年4月25日付けで公告のありました紀北支援学校中校舎棟建築工事に係る入札参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、入札説明書4に規定する入札参加資格を満たす者であること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 5 (2)イに定める登記事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人の場合）
- 2 入札説明書 5 (2)ウに定める印鑑証明書
- 3 入札説明書 5 (2)エに定める使用印鑑届
- 4 入札説明書 5 (2)オに定める共同企業体の協定書の写し（代表者のみ）
- 5 入札説明書 5 (2)カに定める監理技術者資格者証の写し及び在籍を確認できる書面の写し（5名分以上）
- 6 入札説明書 5 (2)キ、シに定める経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し
- 7 入札説明書 5 (2)クに定める施工実績を記載した書面及びその添付書類（代表者のみ）
- 8 入札説明書 5 (2)ケに定める配置予定の監理技術者の資格等を記載した書面及びその添付書類（代表者のみ）
- 9 入札説明書 5 (2)コに定める特定建設業の許可を受けたことを証する書面の写し
- 10 入札説明書 5 (2)サ(ア)に定める健康保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し（該当する場合のみ）
- 11 入札説明書 5 (2)サ(イ)に定める厚生年金保険料の納入に係る領収証書若しくは納入証明書の写し又は資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し（該当する場合のみ）
- 12 入札説明書 5 (2)サ(ウ)に定める雇用保険料の納入に係る領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書又は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（該当する場合のみ）
- 13 入札説明書 5 (2)サ(エ)に定める社会保険等に関する誓約書（該当する場合のみ）
- 14 入札説明書 5 (2)スに定める配置予定の主任技術者の資格及び雇用関係を確認できる書面の写し（代表者以外の構成員）
- 15 入札説明書 5 (2)セに定める委任状（該当する場合のみ）
- 16 入札説明書 5 (2)ソに定める誓約書

※ なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460円）の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

使 用 印 鑑 届			
			年 月 日
和歌山県知事職務代理者 和歌山県副知事 様			
申請者	主たる事務所の 所在地	〒 ー	
	(ふりがな) 商号又は名称	社印	
	(ふりがな) 代表者の職氏名	実印	
下記の印鑑を、競争入札の参加並びに契約の締結、代金の請求及び代金の受領のために使用しますので、お届けします。			
法 人 事 業 者 の 使 用 印			個 人 事 業 者 の 使 用 印
申 請 者	社印（角印）	代表取締役等が営業に使用する印	営業に使用する印

(注) 押印しない押印欄は、斜線で抹消すること。

同 種 工 事 の 施 工 実 績

工事名：紀北支援学校中校舎棟建築工事
 共同企業体の代表者名：

同種工事の条件		平成22年4月1日から資格確認申請日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した建築物の新築又は増築工事で、当該工事延べ面積の合計が3,000㎡以上の建築工事の施工実績を有する者であること（共同企業体の代表者以外の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
工 事 名 称 等	工 事 名	
	発注機関名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／JV（出資比率） 構成員名 % 構成員名 % 構成員名 %
工 事 概 要	用途	
	構造・階数	
	建築面積・延べ面積	建築面積〇〇㎡・延べ面積〇〇㎡
	工事内容	

※上記記載の項目の内容が確認できる以下の書類を添付すること。

請負契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は契約書の写しと同じ。）（参考様式2）、受領書が付いたCORINS竣工時工事カルテ等のいずれかの書類

配置する予定の監理技術者の資格

工事名：紀北支援学校中校舎棟建築工事

共同企業体の代表者名：

区 分	共同企業体の代表者／構成員の別
配置予定技術者	〇〇技術者
氏名：会社名	
最 終 学 歴	〇〇大学 〇〇学科 〇〇年卒業
法令等による資格・免許	1級建築施工管理技士（取得年及び登録番号） 1級建築士（取得年月日及び登録番号） 監理技術者資格（取得年月日、有効期限、登録番号） 監理技術者講習（取得年月日、修了証番号）

※上記記載の項目の内容が確認できる以下の書類を添付すること。

請負契約書の写し（工事名、工期、契約金額、工事内容及び発注機関と請負業者の印を有する部分が確認できるもの）、発注者が発行する施工実績証明書（写しでも可。内容は契約書の写しと同じ。）（参考様式2）、受領書が付いたCORINS竣工時工事カルテ等のいずれかの書類、当該技術者が担当した技術的内容が判る当該工事の施工計画書の表紙及び現場組織図等、監理技術者資格者証の写し、「雇用契約書」又は「健康保険被保険者証の写し及び賃金台帳または所得税源泉徴収簿等の写し」

(別記様式1-5)

社会保険等に関する誓約書

私(当社)は、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(健康保険・厚生年金保険)

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

令和 年 月 日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

役員みの法人であるため。

その他の理由

「その他の理由」を選択した場合

令和 年 月 日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

令和 年 月 日

和歌山県知事職務代理者 和歌山県副知事 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号 () -

印

(別記様式1-6)

誓約書

私(当社)は、「和歌山県の建設業界の健全な発展」「適正な競争」等を確保している和歌山県公共調達制度の趣旨を遵守し、下記の事項について誓約します。

記

- (1) 不当要求行為等を受けた場合は拒否するとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をする事
- (2) 下請契約等(一次若しくは二次下請以降全ての下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約をいう。以下同じ。)を締結した場合は、当該下請負人等(下請契約等の相手方をいう。)が不当要求行為等を受けたときは、これを拒否させるとともに遅滞なくその事実を発注者に報告し、和歌山県警察管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をさせる事
- (3) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、職員に脅迫的な言動又は暴力を用いない事
- (4) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして入札制度の信用を毀損しない事
- (5) 他者が上記(3)及び(4)に反する行為をしたことを知り得た時は、その事実を発注者に報告する事

令和 年 月 日

(発注者)

和歌山県知事職務代理人 和歌山県副知事 様

所在地

事業者名

代表者名

電話番号 () -

印

(参考様式1)

建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) ○○発注に係る○○建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、○年○月○日に成立し、建設工事の請負契約の履行後○か月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
- 県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社
- 県○○市○○町○○番地
○○建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝する権限
- (2) 見積り、入札並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領に関する権限
- (3) 入札及び請求代金の受領に関する代理人の選任についての権限
- (4) 当企業体に属する財産を管理する権限

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 建設株式会社 ○○%
- 建設株式会社 ○○%
- 建設株式会社 ○○%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価をしんしゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、構成員それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○

印

(参考様式2)

工事施工実績証明書

和歌山県知事職務代理者 和歌山県副知事 様

受注者 住所
商号又は名称
代表者氏名 印

貴_____の発注に係る建設工事について、次の通り施工実績があることを証明願います。

工事名称		
発注機関名		
施工場所	(都道府県名・市町村名)	
契約金額		
工期	年 月 ~ 年 月	
受注形態等	単体/JV (出資比率 %)	
工事概要	用途	
	構造・階数	
	建築面積・延べ面積	
	工事内容	

上記工事を履行したことを証明します。

令和 年 月 日

発注者 (証明者)

印

- ※この様式は、工事施工実績を証明するために使用すること。
- ※発注者 (証明者) で定める様式がある場合は、当該様式を用いなくても構いません。ただし、この様式の記載事項が確認できるものに限りです。
- ※「契約金額」欄には、受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同事業体としての請負金額のほか構成員としての出資割合を記載すること。

(参考様式3)

委任状

年 月 日

和歌山県知事職務代理者 和歌山県副知事 様

所在地
商号又は名称
代表者名

社印
印

私は、つぎの者を代理人と定め、年 月 日から 年 月 日まで、下記の権限を委任します。

所在地
受任者 役職名
氏名

記

建設工事共同企業体に係る

- 1 建設工事共同企業体協定の締結に関する事。
- 2 建設工事入札参加資格審査申請に関する事。
- 3 入札及び見積りに関する事。
- 4 契約の締結に関する事。
- 5 工事の施工に関する事。
- 6 代金の請求及び受領に関する事。
- 7 復代理人の選任に関する事。

受任者使用印鑑

入札参加資格確認通知書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 様

和歌山県知事職務代理者 和歌山県副知事

先に申請のあった紀北支援学校中校舎棟建築工事に係る入札参加資格について下記のとおり確認したので通知します。

記

入札公告日	令和7年4月25日	
工 事 名	紀北支援学校中校舎棟建築工事	
入札参加資格の有無	有り	
	無し	
	入札参加資格がないと認めた理由	

なお、入札参加資格がないと通知された方は、当職に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和7年6月2日（月）までに県土整備部都市住宅局公共建築課へその旨を記載した書面を提出してください。

別記様式3

質 問 書

提出日：令和 年 月 日

発注機関名	公共建築課	公 告 日	令和7年 4月25日
工 事 年 度 工 事 番 号 工 事 名 称 工 事 場 所	令和7年度 営 第1号 紀北支援学校中校舎棟建築工事 和歌山市冬野地内		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称 (共同企業体の場合は 共同企業体名)		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 内 容			

別記様式 4

入 札 書

入札金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、令和7年度 営 第1号

和歌山市冬野地内

(工事名) 紀北支援学校中校舎棟建築工事 入札金

上記のとおり別紙図面及び仕様書によって請負をしますから入札します。

令和 年 月 日

共同企業体の名称：

(代表者)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(印)

和歌山県知事職務代理者 和歌山県副知事 様

入札担当者連絡票

工 事 年 度 令和7年度
工 事 番 号 営 第1号
工 事 名 紀北支援学校中校舎棟建築工事

共同企業体の名称

代表者の商号又は名称
所 在 地
代 表 者 氏 名
担 当 者 氏 名
連 絡 先 電 話 番 号
F A X 番 号

構成員の商号又は名称
所 在 地
代 表 者 氏 名

※ 第15条に規定する技術資料の提出指示を行う場合等に使用するので、連絡先電話番号及び FAX 番号は原則として和歌山県庁開庁日の9時から17時45分の間において必ず連絡可能な番号を記入してください。

当該連絡先が連絡不能の場合であっても連絡したものとして取り扱うので十分留意してください。

※ 押印は必要ありません。

建設工事等における電子契約について

- 1 本案件の契約は、「電子契約（事業者署名型電子契約システムを利用して行う電子契約）による契約手続」と、従前どおりの「紙の契約書による契約手続」を選択することができます。
- 2 電子契約を希望する場合は、発注機関に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」の提出をお願いします。提出がない場合は、紙の契約書による契約となります。

電子契約同意書兼メールアドレス確認書の提出方法等

提出方法	<u>電子メールで送信</u> （Word ファイル） <ul style="list-style-type: none">・メールの件名を「【事業者名・案件名】電子契約同意書の提出」としてください。・送信後、電話にて到達確認をお願いします。
提出時期	<u>落札決定後速やかに</u>
提出先	和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課 電子メール e0812001@pref.wakayama.lg.jp 電話番号 073-441-3243（直通）

(様式1)

年 月 日

契約担当者 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
連絡先(電話)

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

下記案件に係る契約について、県が指定する電子契約システムを利用して契約を締結することに同意します。

なお、契約内容の確認を行う者及び利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 案件名（「工事年度・工事番号、工事名」又は「事業年度・業務番号、業務名称」）

--

2 契約内容の確認者及びメールアドレス

契約事務担当者、最終確認者の順番で、電子契約システムから契約書の内容確認依頼メールが届きます。

【確認者1】

契約事務担当者	役職		氏名	
メールアドレス				

【確認者2】

最終確認者	役職		氏名	
メールアドレス				

【留意事項】

- ・電子契約を希望する場合は、落札決定後に、本書をメール等にてWord形式のまま提出してください。
- ・契約締結後、電子署名が付与された契約書データをダウンロードし、フォルダ等に保存してください。

<建設工事請負契約の場合>

建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。

なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。

① 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

② 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約システムを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局システムが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

※担当者及び最終確認者はそれぞれ異なるメールアドレスを指定してください。

※最終確認者は、契約締結権者又は契約締結権者から契約の締結を委任された者を記載してください。

※署名権限者は、社内規定等により署名する権限を持つ者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。

※押印は不要です。

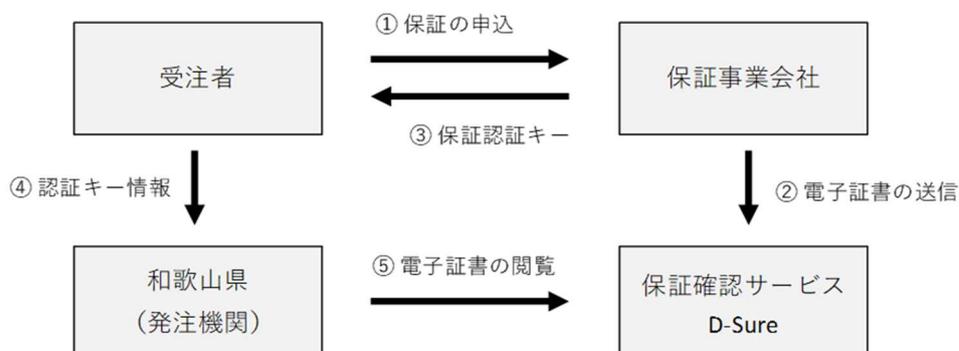
建設工事等における電子保証の取扱いについて

建設工事及び建設工事に係る委託業務における契約保証及び前払金保証に係る保証証書について、電磁的記録により発行された保証証書（電子証書）の取扱いを開始します。

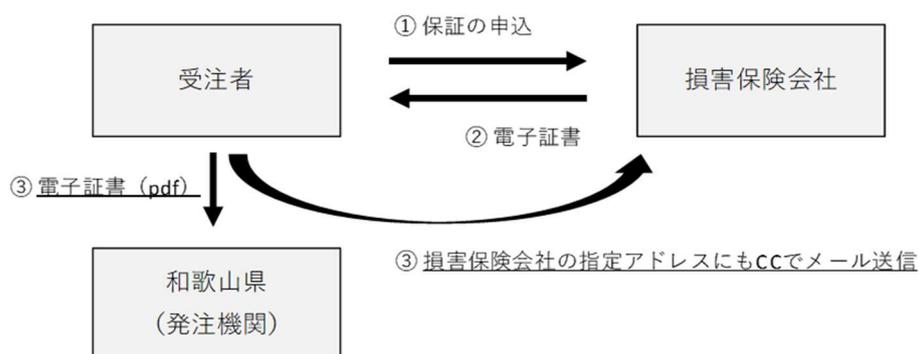
なお、紙の保証証書もこれまでどおりご利用いただけます。

- 1 対象 令和7年2月24日（月）以降の契約分から
- 2 電子保証の提出方法

- 保証事業会社の場合（契約保証及び前払金保証）



- 損害保険会社の場合（契約保証）



3 その他

電子保証についての詳細及び申込みについては、各保証事業会社又は各損害保険会社にお問い合わせください。